



埼玉キムチ新聞

第26号

2024年6月29日

販売会毎発行

(努力目標)

kimuchi@saiai.net

■ 埼玉自由日記・その⑧

学事課との交渉 ～「重く受けとめる」発言を 考える

学事課(総務部管下)とは埼玉県における私立学校や宗教法人法の施行に關することを担当する部署であり、そして埼玉朝鮮学園への補助金支給についての業務を担当する部署でもある。

学事課の「名譽」の為に言っておくと、2010年度に補助金支給が停止されてから昨年度まで、学事課としては埼玉朝鮮学園への補助金予算を計上している。補助金支給の規程等に基づいて予算化された総務部の予算案は、県議会にはかられる前の、知事が確認する段階で埼玉朝鮮学園への補助金を取り除かれ、当該年度の予算案となる。毎回の交渉において概ね学事課からはこのような説明を受けている。

つまり、補助金を担当する担当課が、「補助金支給に問題なし」として規程等に基づいて、埼玉朝鮮学園に補助金を支給する予算を計上しているが、知事がその責任と行為において、補助金支給の停止の判断を継続している構図である。

補助金停止以降は定期的に、多い年はほぼ毎月、学校保護者や学園理事が会社を休んだりの仕事を調整したりして学事課を訪問し、補助金再開を要望してきた。時には、学事課長自らが、「拉致問題が解決していないのに、何しに来たのか」と酷い暴言から始まった時もあった。

ただ、「有志の会」や「埼玉ネット」などの補助金再開に取り組む団体の活動もあり、「2023年の要望の場においては、県が補助金支給の停止を継続する理由」に対し、「

ちら側の反論にまともな答えられていない。学事課としては、「学事課としては毎年予算を計上しており、補助金支給を停止しているのは知事の判断であるので、その理由を勝手に代弁できない(したくない?)」と言ったところが本音ではないかと考えている。

2015年に埼玉弁護士会が県の補助金停止問題に対し、埼玉朝鮮学園からの人権救済申立を受け調査、検討した結果として県への「決定書(警告)」を出したことに伴って、昨年2月の要請の場で学事課副課長は、「重く受け止めている」との認識を示した(警告については『埼玉キムチ』第二四号を「参照」。学事課は常々、「県は組織であるので、学事課や職員個人の意見などはなく、知事と一体のものである」とことを強調している。ならば、知事も警告に対しては、「重く受け止めている」ことになる。

ここで知事の見解に大きな矛盾が生まれる。2022年に人権・男女共同参画課長が学校保護者との面談の冒頭に「朝鮮学校の補助金は人権の問題ではない」と発言したのであるが、一方では「県の行為は重大な人権侵害である」との埼玉弁護士会の警告を「重く受け止める」との認識を示しつつ、もう一方では「人権の問題ではない」との認識を改めないことを知事はどう両立させるのであろうか(人権・男女共同参画課長の発言については『埼玉キムチ』第一七号を「参照」)。

誰もが共に生きる埼玉県を目指し、
埼玉朝鮮学校への補助金支給を求め
る有志の会「HPはこちら」



★埼玉キムチについて★

2010年度末、埼玉県は、「財務の健全化」を口実に埼玉朝鮮学園への補助金の支給を打ち切りました。また、埼玉県議会は2012年に「拉致問題が解決するまで補助金の支給を行わない」という附帯決議を行いました。これは朝鮮学校に通う子どもたちとは何ら関係のない外交政治上の理由を持ち出すことによる不当な差別に他なりません。2018年度に県が財務状況について、「健全性が確認できた」と学校に通達した後も支給停止は続いています。

このような非常に厳しい状況の中、埼玉キムチは少しでも学校運営に寄与するため、「利益全額カンパ」の活動を行っています。美味しいキムチとともに、朝鮮学校支援の輪が広がりますよう、ご協力よろしくお願い致します。